

東金市地域防災計画

(第6編 公共交通等事故編)

目 次

第 1 章 航空機事故災害対策

第 1 節 基本方針.....	公-1
第 2 節 災害予防対策.....	公-1
1 情報の収集・連絡体制の整備.....	公-1
2 協力・応援体制の整備.....	公-1
3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄.....	公-1
4 防災訓練.....	公-1
第 3 節 災害応急対策.....	公-2
1 応急活動体制.....	公-2
2 情報収集・伝達体制.....	公-2
3 災害救助法の適用.....	公-3
4 救出・救護・収容等.....	公-3
5 搬送.....	公-3
6 遺体の収容.....	公-3
7 交通規制.....	公-4
8 広報.....	公-4
9 防疫・清掃.....	公-4

第 2 章 鉄道事故災害対策

第 1 節 基本方針.....	公-5
第 2 節 災害予防対策.....	公-5
1 事業者による予防対策.....	公-5
2 市等による予防対策.....	公-5
第 3 節 災害応急・復旧対策.....	公-6
1 応急活動体制.....	公-6
2 情報収集・伝達体制.....	公-6
3 相互協力・派遣要請.....	公-6
4 消防活動.....	公-6
5 救助・救急.....	公-6
6 立入禁止区域等の設定等.....	公-7
7 避難.....	公-7
8 応急・復旧対策.....	公-7

第 3 章 道路事故災害対策

第 1 節 基本方針.....	公-9
第 2 節 災害予防対策.....	公-9
1 危険箇所の把握・改修.....	公-9
2 危険物等を積載する車両の事故等への対処.....	公-9
第 3 節 災害応急対策.....	公-10
1 応急活動体制.....	公-10
2 情報収集・伝達体制.....	公-10
3 災害救助法の適用.....	公-10
4 消防活動.....	公-10
5 救助・救急.....	公-11
6 立入禁止区域等の設定等.....	公-11
7 避難.....	公-11
8 危険物等を積載する車両からの流出対策.....	公-11

第1章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

市は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

■防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株式会社

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

市及び関係機関は、事故発生時の情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

市及び関係機関は、応援体制等の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

消防本部及び関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

第3節 災害応急対策

1 応急活動体制

消防防災課長は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

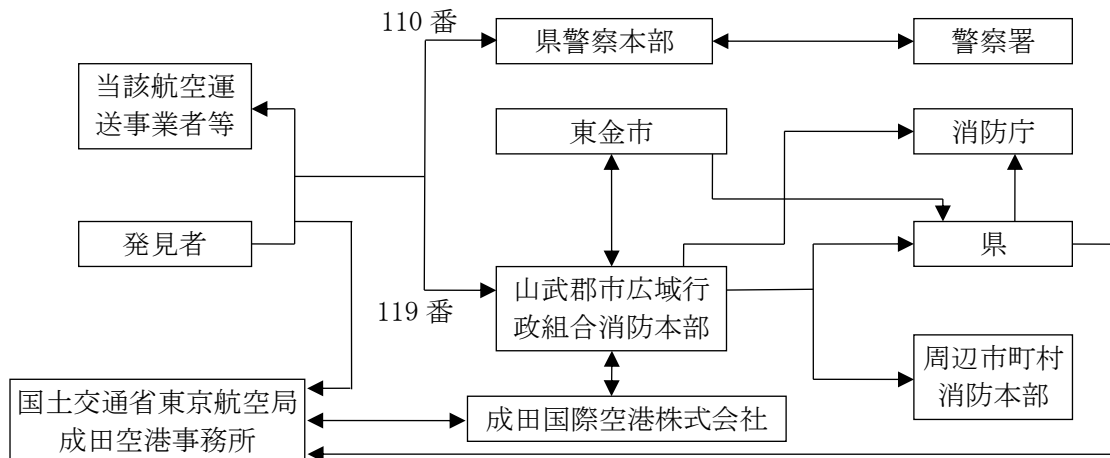
また、関係機関と緊密な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

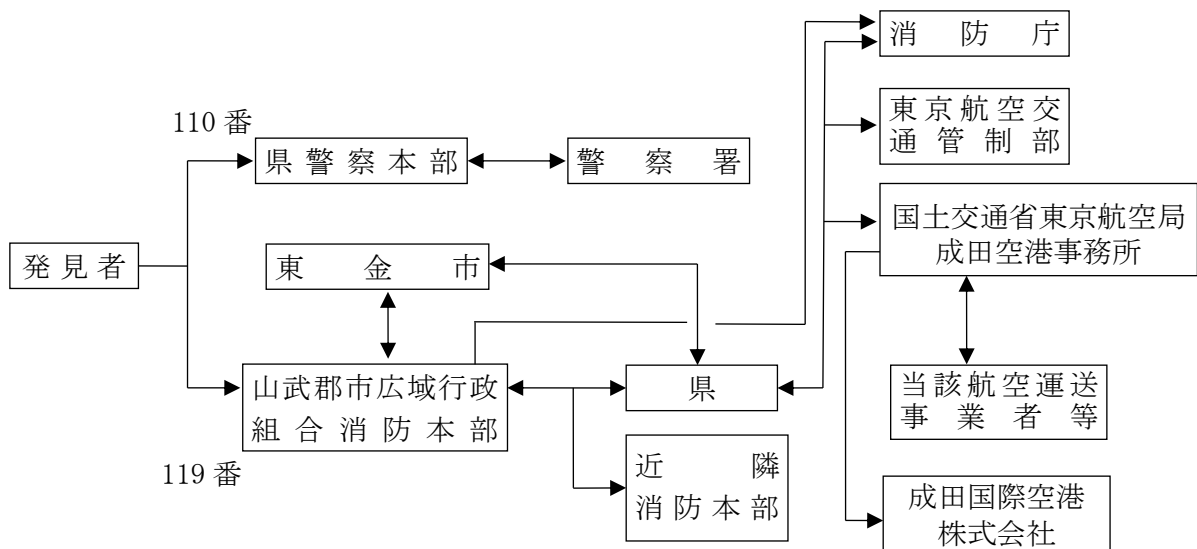
総務対策部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、関係機関の情報連絡ルートは、次のとおりである。

■成田国際空港区域周辺の場合



■その他の地域の場合



3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波災害編第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模火災時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 救出・救護・収容等

（１）実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

（２）協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関、成田空港株式会社

（３）救出班の派遣

ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波災害編第2章第9節「医療救護」に定める。

ウ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として市に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

5 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

6 遺体の収容

原則として市が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波災害編第2章第10節「行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬」に定めるものとする。

7 交通規制

東金警察署は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

8 広報

市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線やホームページ、広報車等の様々な手段を利用し、次のとおり広報を行う。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) そのほか必要な事項

9 防疫・清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、地震・津波災害編第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めることにより実施する。

事故現場の清掃については、地震・津波災害編第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」の定めるところにより実施する。

第2章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 災害予防対策

1 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

2 市等による予防対策

(1) 情報連絡体制の整備

市は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

(2) 踏切等の改良

道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

救急告示病院等の医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 立入禁止区域等の設定等

東金警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、事故の影響がある区域に対し、**避難勧告又は**避難指示を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び東金警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

8 応急・復旧対策

（１）応急・復旧対策

東日本旅客鉄道株式会社は、旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係乗務員が、冷静に状況を判断し、千葉支社運転事故応急復旧処理手続きの定めにより、旅客への災害概況の周知、乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

イ 自衛消防隊

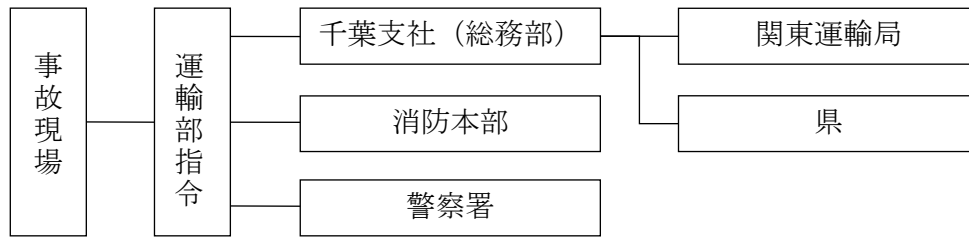
自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、千葉支社安全衛生管理取扱規程の定めにより救護班を設置し、出動要請に備える。

（２）情報連絡体制

東日本旅客鉄道株式会社は、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防機関に通報する。



第3章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等がでる道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

対象となる道路災害は、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 災害予防対策

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

2 危険物等を積載する車両の事故等への対処

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3節 災害応急対策

1 応急活動体制

消防防災課長は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

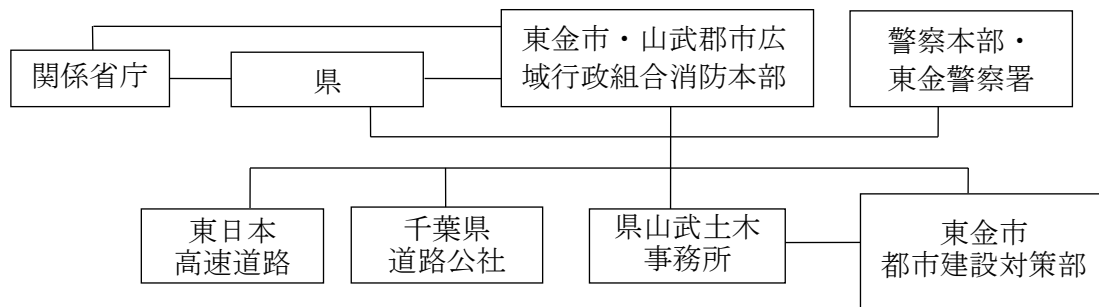
2 情報収集・伝達体制

(1) 市の措置

総務対策部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したとき、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。



3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第2章第19節「災害救助法の適用」に定める。

事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

消防本部及び消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

5 救助・救急

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

救急告示病院等の医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 立入禁止区域等の設定等

東金警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

7 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、災害が拡大し危険な区域に対し、**避難勧告又は避難指示**を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び東金警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

8 危険物等を積載する車両からの流出対策

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

総務対策部及び東金警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難の指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

企画政策対策部及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた情報を広報する。